

交通遺児奨学金支給規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人おりづる会（以下「この法人」という。）が交通遺児の健全な育成に寄与することを目的として実施する経済援護事業のうち交通遺児奨学金（以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象者)

第2条 奨学金は、交通遺児（滋賀県の住民で、交通事故により、父もしくは母または両親をなくした者。以下同じ。）で、第1号および第2号に該当し、第3号に該当しない者で満18歳以下の者（満18歳に達した学年の3月まで）を対象とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校もしくは高等専門学校（第1学年から第3学年に限る。）に在籍する児童もしくは生徒、または同法第124条に規定する専修学校の高等課程に在籍する生徒、同法第134条に規定する各種学校に在籍する児童もしくは生徒

(2) 奨学金の支給申請をする年度の市町民税の課税総所得金額が200万円以下の世帯に属する者

(3) 父もしくは母が再婚し、あるいは養子縁組により両親のそろっている者

(支給額)

第3条 奨学金の支給額は、次のとおりとする。

(1) 小学生については、1人当たり年額60,000円とする。

(2) 中学生については、1人当たり年額84,000円とする。

(3) 高校生については、1人当たり年額120,000円とする。

(支給時期および方法)

第4条 奨学金の支給期間は、毎年4月から翌年3月までの1ヵ年間とする。

奨学金は、毎年9月および翌年3月に受給者の修学状況等を確認したうえで分割して、親権者またはこれに代わる者に交付する。

2 中途において、新たにこの奨学金の受給要件に該当することとなった者については、その日の属する月を含め、また受給要件を喪失した者については、喪失した日の前日の属する月まで月割相当額を支給する。

(申 請)

第5条 奨学金を受けようとする者は、交通遺児奨学金支給申請書（様式第1号）に、第2条に規定する対象者であることを証する書類を添付して申請しなければならない。

2 奨学金の申請は、毎年6月末日までにしなければならない。ただし、その後、受給要件に該当することとなった者については、すみやかに申請するものとする。

(決 定)

第6条 この法人は、前条の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ、その支給の可否を決定し、その内容等を申請者に文書（様式第2号）により通知するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 この法人は、奨学金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定に基づく支給の決定を取り消すことができる。

- (1) いつわりの申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (2) 受給者等がこの奨学金を目的以外に使用したとき

(奨学金の返還)

第8条 この法人は、前条の規定により支給の決定を取り消したときは、支給した給付金の全部または一部を返還させることができる。第11条に規定する場合も同様とする。

(受給者の届出)

第9条 奨学金の支給の決定を受けた者が次の各号に該当した場合は、その都度、交通遺児奨学金受給者届(様式第3号)により届け出なければならない。

- (1) 受給要件の喪失
- (2) 住居、氏名の変更
- (3) 親権者等の変更
- (4) 休学、転学、退学等
- (5) その他奨学金の支給に関する事項

2 受給対象者が死亡した時は、その相続人または親権者はその旨を届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第10条 奨学金は、随時辞退することができるものとする。

(受給資格の喪失)

第11条 奨学金の受給資格は、第2条に規定する奨学金支給対象の要件の喪失により、当然喪失するものとする。

(申請書等の様式)

第12条 申請にかかる様式第1号から第3号については、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月26日から施行する。